

北茨城市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県が実施するわくわく茨城生活実現事業と共同し、東京圏から本市への移住の促進を図るため、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、北茨城市補助金等交付規則（昭和45年北茨城市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、次に掲げる法律により指定された地域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）を除いた地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）
 - オ 過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）
- (2) 対象者 本市への転入日（令和元年6月1日以後に限る。以下同じ。）前の10年中通算5年以上ア又はイのいずれかに該当する者（転入日前に連続して1年以上アに該当する者又は当該転入日からその3月前までの日のうちいずれかの日時点で連続して1年以上イに該当する者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されているものに限る）。
 - ア 特別区に在住していた者
 - イ 東京圏に在住し、特別区へ通勤（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として特別区に通勤していたものに限る。）していた者。ただし、大学等へ通学し、又は企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元として対象期間とする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付要件)

第4条 支援金は、別表第2に定める就職又は起業に関する要件のいずれかに該当する対象者に交付する。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類のうち前条に規定する要件に該当する対象者であることを証するものを添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 公的身分証明書の写し
- (2) 本市への転入日前の住所地（以下この項において「転入元」という。）における住民票の除票の写し（別表第1に規定する世帯の区分に該当するものとして申請する場合にあっては、世帯員全員のもの）
- (3) 特別区に通勤していたことを証する書類（転入元での勤務地、勤務期間及び雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であったことが確認できるものに限る。）の写し
- (4) 特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主であったことを証する書類（転入元での勤務地、勤務期間を確認できるものに限る。）の写し
- (5) 就業証明書（様式第2号）
- (6) 茨城県が実施する地域課題解決型起業支援事業による起業支援金の交付決定通知書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、本市への転入日後3月以上1年以内である間に行わなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から3月以内に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、疾病その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 第5条の規定による申請を行った日（以下「申請日」という。）から3年未満に本市から転出したとき。

(3) 申請日から1年以内に支援金の交付の決定を受けた際に就いていた職を辞したとき。

(4) 第4条に規定する起業に関する要件に該当しなくなったとき。

(5) 申請日から3年以上5年以内に本市から転出したとき。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条第1号から第4号までの規定に該当することにより支援金の交付の決定を取り消したときは、既に支給した支援金の全部に相当する額を、同条第5号の規定に該当することにより支援金の交付の決定を取り消したときは、既に支給した支援金の半額に相当する額を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和元年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	左記区分の適用要件	支援金の額
世帯	対象者を含む2人以上の世帯員が、次の各号のいずれにも該当すること。 （1）本市への転入日前において同一の世帯に属していたこと。 （2）申請日において同一の世帯に属していること。 （3）本市への転入日後3月以上1年以内であること。	1,000,000円 (未成年の世帯員を帯同して移住する場合は、未成年者1人につき、300,000円を加算した額)
単身	上記以外	600,000円

備考 未成年者の世帯員は、申請日の属する年度の4月1日時点において未成年である場合に限る。

別表2（第4条関係）

区分	左記区分の適用要件
就職に関する要件 （一般の場合）	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。 （2） マッチングサイト（移住支援金（茨城県以外の都道府県が実施するものを含む。）の対象法人（以下この表において「対象法人」という。）の求人情報を掲載するウェブサイトをいう。以下同じ。）に掲載している求人であること。 （3） 3親等以内の親族が経営を担う職務を務める法人への就職でないこと。 （4） 週20時間以上の無期雇用契約により対象法人に就職し、申請日において当該対象法人に継続して3月以上在職していること。 （5） 求人に対して応募した日がマッチングサイトに掲載された日以後であること。 （6） 申請日から5年以上、対象法人に継続して勤務する意思を有していること。 （7） 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
就職に関する要件 （専門人材の場合）	<p>プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は次の各号のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 （2） 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。 （3） 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 （4） 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 （5） 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
テレワークに関する要件	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 （2） 転入から申請までの間、勤務日の過半、所属先企業等へ行かず、移住先において業務にあたること。 （3） 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
起業に関する要件	<p>茨城県が実施する地域課題解決型起業支援事業による起業支援金の交付決定を受けていること。</p>

※就職に関する要件（専門人材の場合）及びテレワークに関する要件の対象者は令和3年

3月1日以降に転入した者。（住民票の住民となった日）